

熱中症 対策

エアコン購入・設置費用補助金

補助上限額を引き上げました（5万円→7万円）

自宅にエアコンがない、または故障により使用できるエアコンが1台もない町民税非課税世帯の方にエアコン購入・設置費用を補助します。

要件

- ◆ 世帯全員が町民税非課税の世帯または生活保護世帯
- ◆ 世帯全員に町税等の滞納がない世帯
- ◆ 過去に、この補助金の交付を受けていない世帯



上記すべてに該当する世帯のうち、①～③のいずれかに該当する世帯

対象世帯

申請日時点で、

- ① 65歳以上の高齢者ひとり暮らし世帯、または高齢者のみの世帯
※高齢者世帯については、住民票上世帯分離していても、同じ住居に64歳以下の方が同居している場合は対象外です。
- ② 未就学児童のいる世帯（新規追加）
- ③ 重度心身障害者医療費助成対象者のいる世帯（新規追加）

対象機器

天井、壁、窓枠などに固定して設置するエアコン



補助金額

エアコン購入・設置費用の実支出額の**4分の3**（千円未満切り捨て）

補助上限額 7万円

※1世帯当たり1台に限ります。

受付期間

令和8年4月20日(月)～8月31日(月)



申請が難しい方には、職員がお手伝いします
お気軽にご相談ください！



すでに購入済・設置済のエアコンは、補助の対象になりません。
必ず、決定通知書が届いてからエアコンを設置してください。

① 事前相談

三戸町役場健康長寿課（20-1153）までご相談ください。



② 申請書類の提出（申請者→町）

申請書に次の関係書類を添えて提出してください。

- ・見積書（品番、型番、本体価格及び設置費用の内訳が記載されているもの）
- ・エアコンの室内機及び室外機を設置する予定箇所の写真
- ・（賃貸住宅等の場合）賃貸住宅等の所有者の同意書
- ・（重度心身障害者医療費助成対象者のいる世帯の場合）受給者証

※申請書類の記載方法が分からない方には、職員がお手伝いします。



③ 申請書類の受付・審査

④ 補助金交付等の決定・通知（町→申請者）

申請書類の受付後、職員がご自宅を訪問し、設置場所等を確認します。
申請内容を審査し、町から申請者に交付（または不交付）決定通知書を送付します。



⑤ エアコン設置依頼（申請者→業者）



⑥ 実績報告・補助金の請求（申請者→町）

エアコンを設置し、代金支払い後、「実績報告書兼請求書」に必要書類を添えて提出していただきます。



⑦ 補助金額の確定・交付（町→申請者）

実績報告の内容を審査のうえ、補助金額を確定し、町から申請者に通知します。その後、申請者の指定する口座に補助金を振り込みます。